



島根県報

平成30年1月16日（火）

号外第2号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第19号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年1月16日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県道	草野横田線	安来市広瀬町東比田2546番3地先から同地先まで	前	A	メートル 10.70～15.09	メートル 77.68	松江県土整備事務所広瀬土木事業所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 災害復旧工事 ダブルウェイ解消 仮設道撤去
				B	4.50～5.40	79.00	
			後	A	10.70～15.09	77.68	
〃	和江港大田市停車場線	大田市長久町長久イ84番地先から同イ446番1地先まで	前	A	6.00～28.00	761.00	県央県土整備事務所大田事業所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
				A	6.00～28.00	761.00	
		後	B	7.53～30.51	300.50		
〃	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町釜後川12番1地先から同町釜上大上3番1地先まで	前	A	9.00～21.00	295.00	隠岐支庁県土整備局 左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 トリプルウェイ解消 仮設道撤去
				B	13.00～84.00	170.00	
				C	5.00～7.10	103.50	
			後	A	9.00～21.00	295.00	
				B	13.00～84.00	170.00	

島根県告示第20号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年1月16日

島根県知事 溝口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	184号	出雲市佐田町八幡原799番地先から同965番10地先まで	メートル 253.70	平成30年 1月16日	出雲県土整備事務所	
県道	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町釜上大上12番1地先から同3番1地先まで	97.10	平成30年 1月22日	隠岐支庁県土整備局	